イ　個々の種に関する生物学的知見に加えて、複数の絶滅危惧種が集中する地域や、各種に関して実施されている保存施策の進捗状況及び不足している対策などを我が国全体として把握すべきであること。

ウ　気候変動による野生動植物の種の分布適域の移動や、外来種等との交雑・競合による在来種の遺伝子のかく乱・駆逐などが絶滅危惧種に及ぼす影響を把握すべきであること。

2　各種制度の効果的な活用

絶滅危惧種の保存施策を推進するためには、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律だけでなく、関係する他法令等に基づく制度及び事業の効果的な活用が重要である。

このため、対象種の特性や減少要因、保存施策の状況、各種制度等の目的や適用の考え方を勘案して、種の保存に資する鳥獣保護区及び自然公園などの保護地域制度、自然再生や外来種対策に係る事業並びに天然記念物の保存に係る施策などについて、関係主体と連携しつつ、複数の施策の組合せも含めた効果的な活用を目指す。

3　多様な主体の参画と連携

絶滅危惧種は数多く生じており、その保存に資する制度や手法は多岐にわたるため、絶滅危惧種の保存施策を着実に推進するためには、施策の内容に応じた多様な主体の参画が不可欠であり、また、多様な主体の連携が重要である。

このため、個々の種に関する施策の実施において、当該種の保存に係る取組の方向性を明確に示し、適切な情報共有を図った上で、関係省庁、地方公共団体、動植物園等、調査研究機関、地域住民、専門家、NGO・NPO、農林水産業従事者、民間企業、各種基金などの多様な主体の参画及び連携を促進する。

4　国民の理解の促進と意識の高揚

絶滅危惧種の保存施策の実効を期するためには、国民の種の保存への適切な配慮や協力が不可欠であり、絶滅危惧種の現状やその保存の重要性に関する国民の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発を積極的に推進する。この際、特に次の点に留意する。

ア　絶滅危惧種の保存に関し、国民の理解を深めるため、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、広報活動等を推進することが重要であること。

イ　絶滅危惧種の保存施策を多様な主体の協力を得て一層推進するためには、その施策を担う主体を育成する必要があること。

ウ　具体的な種の保存の成功事例だけでなく、種の保存を意図してはいても、人工繁殖個体の安易な野外への放逐などが、遺伝的かく乱や病原体等の非意図的導入等の大きな影響を及ぼす可能性があることについて、広く普及啓発が求められること。

エ　絶滅危惧種の保存に関する国民の理解と関心を高め、多様な主体の参画の促進につなげていくために種の保存に係る取組の対象種や取組自体を公開する場合には、その取組に与える影響と公開による効果を勘案し、地域住民をはじめ関係者との合意形成を図りながら適切な公開の方法を検討する必要があること。

また、人と野生動植物の共存の観点から、農林水産業が営まれる農地、森林等の地域が有する野生動植物の生息・生育環境としての機能を適切に評価し、その機能が十分発揮されるよう対処する。

なお、土地所有者や事業者等は、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、絶滅危惧種の保存のための適切な配慮を講ずるよう努める。

5　国際協力の推進

野生動植物の保護は国際的な課題であり、国内外の絶滅危惧種の保存に積極的に取り組んでいくことは、我が国が果たすべき国際的な責務である。このような観点から、法の施行を通じ、我が国としてワシントン条約等を適切に履行するほか、開発途上国等による野生動植物の種の保存施策への支援等の国際協力を積極的に推進する。

人事異動

法務省

（最高検察庁検事）検事　城　祐一郎
（同）同　富松　茂大
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　西村　朗太
（同）同　白石　俊輔
（東京地方検察庁検事）同　細川　充
（同）同　奥野　亮世
（同）同　伊東　義修
（同）同　坂室　晃平
（同）同　藤本　育子
（同）同　鈴木　雅美
（同）同　中北　裕士
（東京地方検察庁立川支部検事）同　河田　好平
（同）同　吉竹　大樹
（横浜地方検察庁小田原支部検事）同　尾知山紘子
（さいたま地方検察庁交通部長）同　穴澤　太市
（さいたま地方検察庁検事）同　田玉　修一
（千葉地方検察庁検事）同　岡山　賢吾
（宇都宮地方検察庁次席検事）同　澤田　康広
（静岡地方検察庁検事）同　佐々木周平
（大阪地方検察庁検事）同　西脇　伸幸
（同）同　山中　純子
（神戸地方検察庁尼崎支部長兼神戸地方検察庁伊丹支部長）同　仁田　裕也
（名古屋高等検察庁公安部長）同　吉田　幸久
（名古屋地方検察庁公判部長）同　星野　敏
（広島高等検察庁総務部長兼法務総合研究所広島支所教官）検事兼法務教官　西尾　正
（広島地方検察庁検事）検事　渡邊　友
（福岡高等検察庁刑事部長）同　金子　達也
（福岡高等検察庁検事）同　井上　昭宏
（熊本地方検察庁検事）同　髙橋　涼平
（宮崎地方検察庁検事）同　近藤　彩
（仙台地方検察庁検事）同　荒木百合子
（松山地方検察庁検事）同　三角　亘平
（さいたま区検察庁副検事）副検事　野崎　正章
（宇部区検察庁副検事）同　右田　克彦
（米沢区検察庁副検事）同　斎藤　善吉
（徳島区検察庁副検事）同　鷹取　勉
辞職を承認する（各通）（以上三月三十一日）
（最高検察庁監察指導部長（心得））検事　上冨　敏伸
心得を免ずる
（横浜地方検察庁公判部長）同　名倉　俊一
東京高等検察庁検事に配置換する
最高検察庁検事に併任する
（大阪地方検察庁総務部長）同　古賀　栄美
大阪高等検察庁検事に配置換する
大阪高等検察庁総務部長を命ずる
法務教官（法務総合研究所大阪支所教官）に併任する
（最高検察庁検事法務省大臣官房付法務省大臣官房審議官（総括担当））同　金子　修
かねて法務省大臣官房政策立案総括審議官に充てる
（東京高等検察庁検事法務省訟務局行政訟務課長）同　清野　正彦
法務省大臣官房審議官（訟務局担当）に充てる
（東京地方検察庁検事法務省大臣官房参事官法務省刑事局総務課企画調査室長）同　上原　龍
東京高等検察庁検事に配置換する
法務省大臣官房参事官に充てる
法務省刑事局総務課企画調査室長に充てることを解く
（東京地方検察庁検事法務省民事局参事官）同　竹林　俊憲
法務省大臣官房参事官に充てる
（東京地方検察庁検事法務省刑事局参事官）同　古宮　久枝
法務省訟務局付に充てる
かねて法務省大臣官房参事官に充てる
（札幌高等検察庁検事札幌法務局訟務部長法務総合研究所札幌支所教官）同　山口　浩
東京高等検察庁検事に配置換する
法務省大臣官房参事官に充てる
法務総合研究所札幌支所教官に充てることを解く